

様式2（第4条関係）

高槻市自転車の安全利用に関する事業等連携協定書

高槻市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、高槻市自転車安全利用条例（以下「自転車条例」という。）に基づき、次のとおり自転車の安全利用に関する事業等連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行うことで、自転車条例の周知をはじめ、自転車利用に関する損害保険及び共済（以下「自転車保険」という。）の加入促進、交通安全教育の充実、放置自転車に関する対策等を図ることで、自転車の安全利用を推進することを目的とする。

（相互協力）

第2条 前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携し、協力するものとする。

- （1）自転車条例の周知に関すること。
- （2）自転車保険の普及・啓発に関すること。
- （3）交通安全教育の充実に関すること。
- （4）放置自転車対策に関すること。
- （5）その他、自転車の安全利用の推進に資する取組に関すること。

2 前項の連携・協力事項に関する実施内容は、甲乙の協議により、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た秘密を、承諾なしに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、締結日より当該年度の末日とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに、甲と乙のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府高槻市桃園町2番1号

高槻市

代表者 高槻市長

乙 (主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)
